

苫小牧工業高等専門学校総合評価審査委員会規則

規則第 90 号

制 定 平成21年 4 月 1 日

一部改正 平成23年 5 月10日

一部改正 平成30年 2 月22日

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第93号。）第9条第7号の規定に基づき、総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する

(審議事項)

第2条 委員会は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）が発注する工事に
関し、校長の依頼に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学識経験者等（以下「学識経験者等委員」という。） 2名
 - 二 本校以外の国立高等専門学校機構職員のうち施設関係業務を担当する者 1名
 - 三 事務部長
 - 四 総務課長
- 2 学識経験者等委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、校長が依頼を行う。
- 3 委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者等の協力を求めることができる。

(委員の任期等)

第4条 学識経験者等委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 学識経験者等委員は、非常勤とする。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、校長の依頼に基づき委員長が招集し、開催する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第二号又は三号の審議に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。